

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号。以下「規則」という。）第三十八条の規定により読み替えて適用される広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第二十一条の規定による環境影響評価書及び要約書の送付を受けたので、規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画決定権者の名称
東広島市長 藏田 義雄

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域

都市計画対象事業の名称	広島中央エコパーク整備事業
都市計画対象事業の種類	ごみ焼却施設の設置事業 し尿処理施設の設置事業
都市計画対象事業の規模	ごみ焼却施設 三〇〇トン（一日当たりの処理能力） し尿処理施設 三〇〇キロリットル（一日当たりの処理能力）
都市計画対象事業実施区域	広島県東広島市西条町上三永地内 及び広島県竹原市田万里町の一部

三 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町
別図に示す地域を管轄する東広島市及び竹原市

四 環境影響評価準備書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

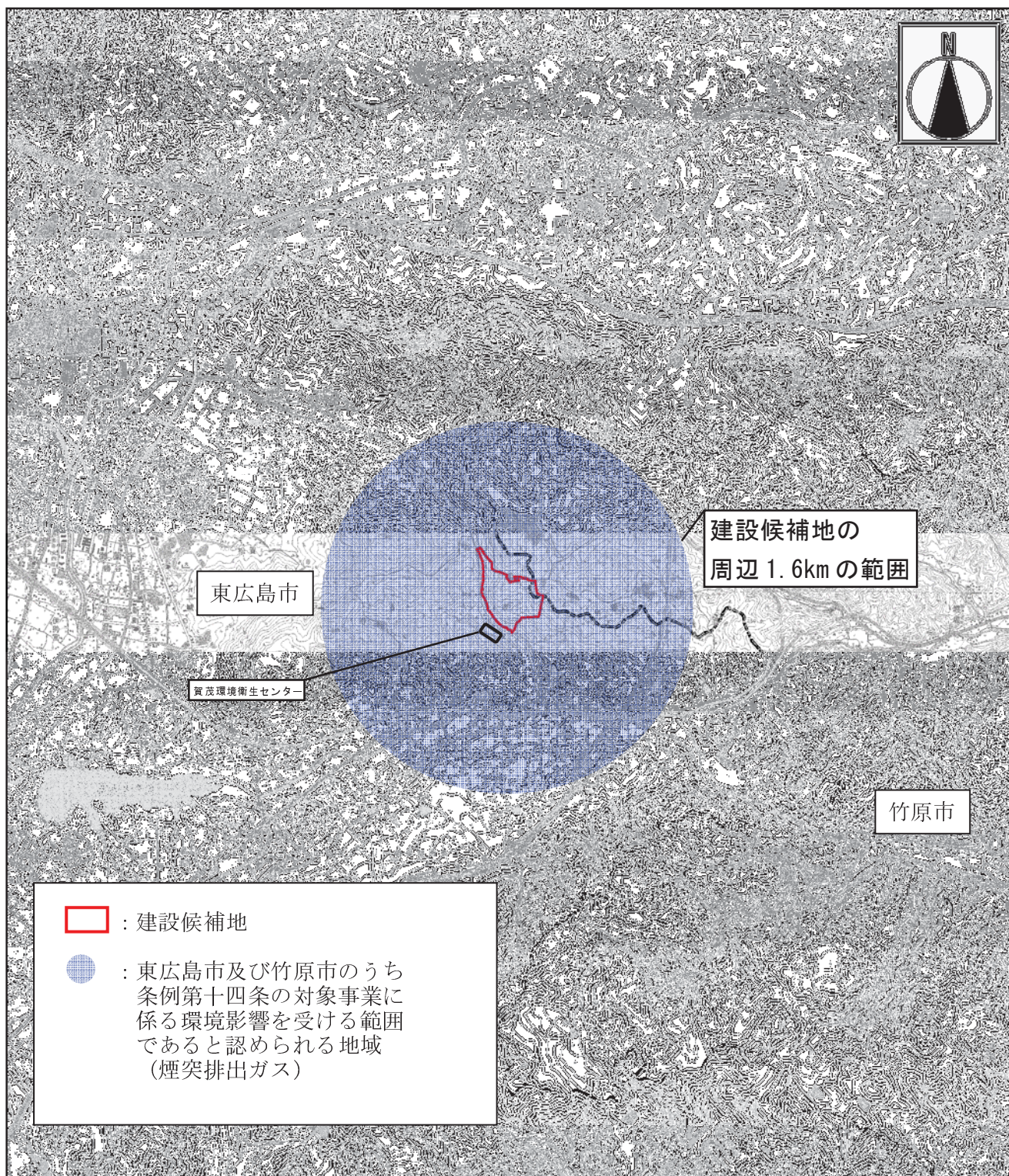
- 1) 広島県環境県民局環境保全課
- 2) 広島県西部東厚生環境事務所環境管理課
- 3) 東広島市都市部都市計画課
- 4) 竹原市市民生活部まちづくり推進課
- 5) 広島中央環境衛生組合 施設整備課

2 期間

平成二十七年四月二十日（月）から平成二十七年五月十九日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日を除く。）

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで





東広島市

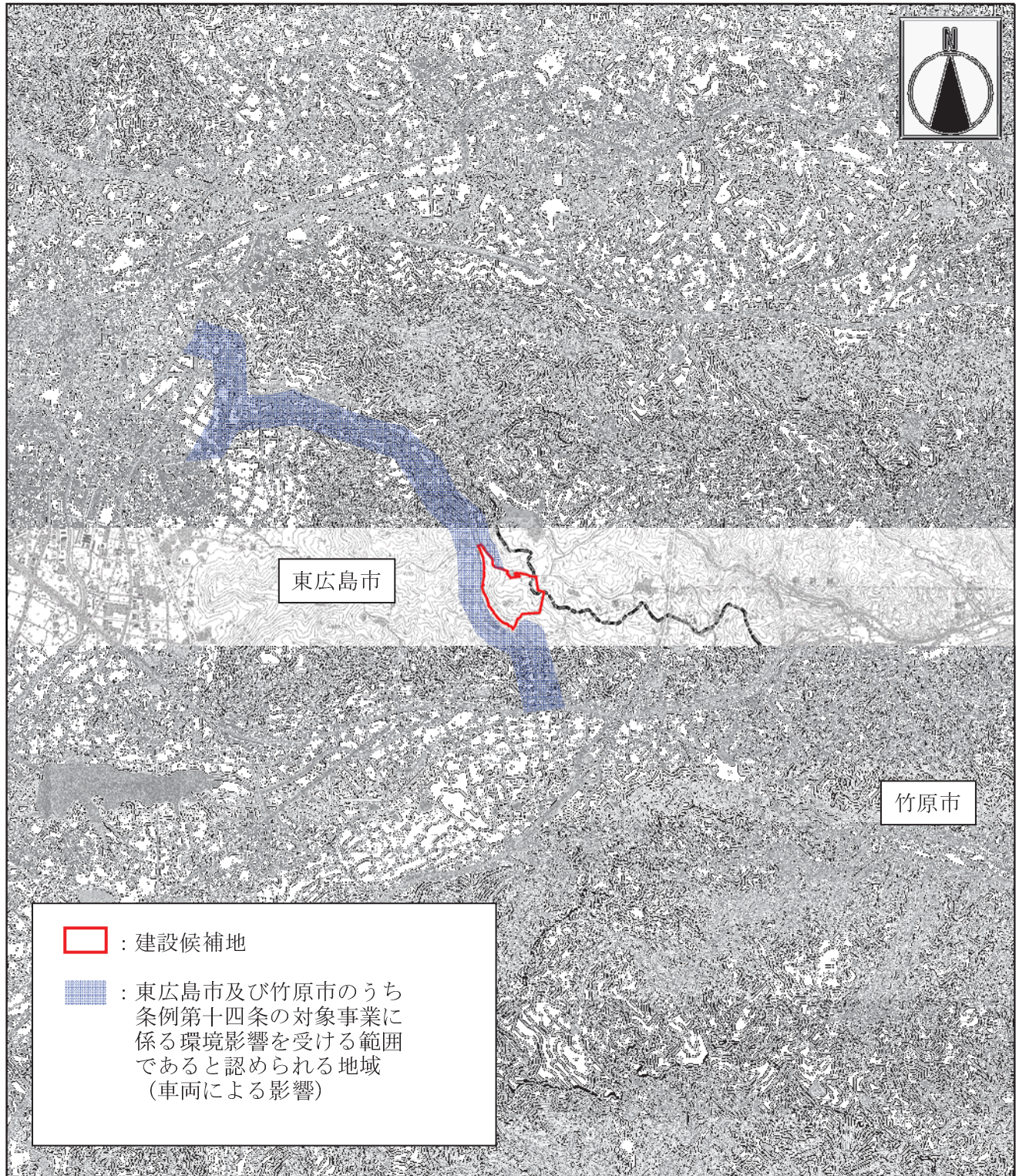
建設候補地の
周辺 1.6km の範囲

賀茂環境衛生センター

竹原市

-  : 建設候補地
-  : 東広島市及び竹原市のうち
条例第十四条の対象事業に
係る環境影響を受ける範囲
であると認められる地域
(煙突排出ガス)

「広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価書」(東広島市, 平成 27 年度) より作成



「広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価書」(東広島市, 平成 27 年度) より作成